

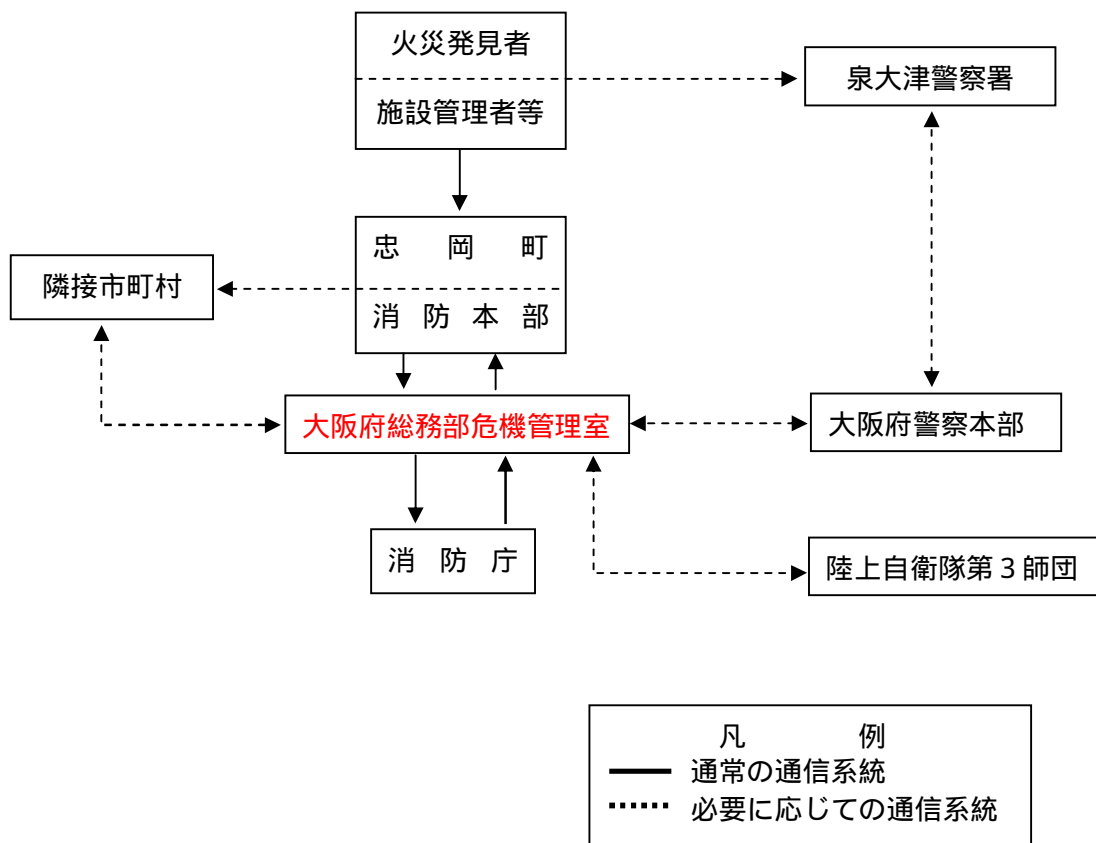
第1節 高層建築物、市街地災害応急対策

本町は、高層建築物、市街地火災等による災害が発生し、ガス漏れ事故及び火災等の災害に対処するため、次の各種対策を実施するものとする。なお人命救助は他の活動に優先して行う。

第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

通報系統



第2 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は町長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめる場合がある。

2 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、本町火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

本町は、本町防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知に当たっては、災害時要援護者に配慮する。

第3 ガス漏洩事故

1 消防活動体制の確立

2 ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

3 火災警戒区域の設定

4 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険個所に要員を配置するなど、泉大津警察署等と協力して、安全、迅速な避難誘導を行う。

5 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

6 ガスの供給遮断

(1) ガスの供給遮断は、大阪ガス㈱が行う。

(2) 大阪ガス㈱の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス㈱に連絡する。

第4 火災等

本町消防本部は、災害の状況に応じ消火・救助・救急措置を実施する。

(1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担

(2) 活動時における情報収集、連絡

(3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策

- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 浸水、水損防止対策

第5 広域応援体制

市街地における火災が延焼・拡大し、単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市、大阪府、泉大津警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

第6 大阪ガス株式会社

緊急の場合には、災害現場及びその周辺のガスの供給を停止する。また、ガスの供給再開にあたっては、本町消防本部の現場最高指揮者に連絡のうえ行うなど、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

第7 高層建築物等の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物等の管理者等は、忠岡町消防本部へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。